

III 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観法第8条第2項第2号関係

前項「II 良好な景観の形成に関する方針」に沿って景観形成を進めるため、建築等の行為の制限に関する事項を定めます。

※用語の定義

中規模建築物 建築面積 500 m²以上の建築物

大規模建築物 建築面積 1,000 m²以上、又は高さ 15m超の建築物

低 層 階 建築物の地上 3 階以下、かつ、高さ 10m 以下の部分

中 層 階 建築物の地上 4 階以下、又は高さ 10m 超 15m以下の部分

高 層 階 建築物の高さ 15m 超の部分

低層建築物 地上 3 階以下、かつ、高さ 10m以下の建築物

中層建築物 地上 4 階以下、又は高さ 10m超 15m以下の建築物

高層建築物 高さ 15m超の建築物